

リンデンバウムいずみ
ケアプランセンター運営規程

リンデンバウムいずみ
ケアプランセンター

リンデンバウムいずみケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人いずみ会が開設するリンデンバウムいずみケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して、常に適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

事業所の介護支援専門員は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努めるものとする。

2. 事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行うものとする。
3. 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 リンデンバウムいずみケアプランセンター
- 二 所在地 秋田市泉菅野二丁目17番11号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員 6名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。取り扱う標準担当件数については、介護支援専門員1名あたり35件とする。なお、指定介護予防

支援事業者からの指定介護予防支援の業務委託も受けるものとする。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める日および12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法および内容)

第6条

指定居宅介護支援事業の提供にさいし、あらかじめ利用者またはその家族等に対して、サービスの提供方法や内容および手続きなどの説明を行い、同意を得るものとする。

2. 事業所は、以下に定める事業を地域に積極的に出向きまたは事業所において行うものとする。
 - 一 居宅サービス計画の作成。
 - 二 指定居宅サービス事業者との連絡調整。
 - 三 介護保険施設への紹介。
 - 四 要介護認定の申請等に係る援助。
 - 五 その他事業所において介護に関する相談に応じ、必要な指導助言を行う。
3. 居宅サービス計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、利用者が抱えている問題点と解決すべき課題を把握し、利用者およびその家族の希望ならびに把握された課題に基づき居宅サービス計画の原案を作成するとともに、事業所内においてサービス担当者会議を開催し、または担当者に対する照会等を行い、当該居宅サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
4. 使用する課題分析票は居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
5. 居宅サービス計画の作成後においても、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行うことにより、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行うものとする。

(利用料)

第7条

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は通常の事業地域から10kmまたはその端数を増す毎に200円とする。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に説明した上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業実施地域は、秋田市（河辺、雄和地区を除く）の地域とする。

(秘密の保持)

第9条

従業者は、在職中はもとより、離職後においても業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

2. サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者または家族の同意を文書により得るものとする。

(苦情処理)

第10条

事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第11条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めるものとする。

(損害賠償)

第12条

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第13条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

る。

2. 居宅介護サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人いずみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

| | | |
|-------|------|----|
| 平成13年 | 4月1日 | 改訂 |
| 平成13年 | 7月9日 | 改訂 |
| 平成15年 | 7月1日 | 改訂 |
| 平成19年 | 6月1日 | 改訂 |
| 平成20年 | 1月1日 | 改訂 |
| 平成20年 | 3月1日 | 改訂 |
| 平成21年 | 8月1日 | 改訂 |
| 平成21年 | 9月1日 | 改訂 |
| 平成26年 | 1月1日 | 改訂 |
| 平成27年 | 1月1日 | 改訂 |
| 平成27年 | 4月1日 | 改訂 |

〔別 表〕

リンデンバウムいずみケアプランセンター料金表

1. 居宅介護支援の利用料

厚生労働大臣の定める基準額

2. 交通費

- (1) 利用者の居宅が秋田市内（河辺、雄和地区を除く）である場合

無 料

- (2) 利用者の居宅が秋田市（河辺、雄和地区を除く）以外である場合

当センターとの距離が往復 10 km またはその端数を増す毎に 200 円

（ 以 上 ）